

公益社団法人仙台市シルバー人材センターポイント制度要綱

(趣旨)

第1条 公益社団法人仙台市シルバー人材センター（以下「センター」という）の会員サービス向上とセンター事業への参加促進を目的に、センターが定める取り組みを行う会員に対してポイントを付与し、一定以上のポイント獲得者にポイント数に応じたサービスを提供するポイント制度の実施に必要な事項について定める。

(対象者)

第2条 ポイントを付与する対象者はセンターの正会員とする。

(ポイントを付与する会員の活動およびポイントと交換できるサービス)

第3条 ポイントを付与する会員の活動と獲得ポイント数およびポイントと交換できるサービスと必要ポイント数は、別表1に定めるポイント対象表のとおりとする。

2 前項にかかわらず、理事長が必要と認めた場合はこの限りでない。

(ポイント付与方法)

第4条 ポイントを付与する活動を行った会員は、別表2に定めるポイント申請方法に基づく会議・研修会等の出席や書類の提出等を行い、センターで確認後、ポイントを付与されるものとする。ただし、理事長が必要と認めたポイントの付与についてはこの限りではない。

(ポイントの交換方法)

第5条 ポイントを所有する会員は、センターに別表3に定めるポイント交換申請書を提出し、ポイントを消費し、代わりにサービスを受けることができる。

2 ポイントの現金への交換はできない。

(ポイントの有効期間)

第6条 付与されたポイントの有効期限は、令和8年3月31日までとする。

2 センターの会員を退会した場合、付与されたポイントは全て無効とする。

(ポイントの譲渡)

第7条 会員間でポイントを譲渡することはできない。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。